

営繕工事写真撮影要領の制定について

1 制定概要

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課の要領「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年 3 月 1 日改定 国営建技第 13 号）」、及び茨城県土木部営繕課企画の要領「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年 4 月 1 日 改定）」の改定を受け、本要領を制定します。

2 制定内容

公共建築工事仕様書等に係る工事写真（電子媒体による提出を含む。）の統一的な運用を目的に、標準的な撮影方法及び整理方法を定めました。

なお、現行の「ひたちなか市建設工事等写真管理基準」と比較して、追加された主な工事種目等は、次のとおりです。

共 通 事 項：工事写真は、原則デジタル写真とする。

建 築 工 事：押出成形セメント板工事，カーテンウォール工事，ユニット及びその他工事，屋上緑化工事，改修工事（一般共通事項，仮設工事，防水改修工事，外壁改修工事，建具改修工事，内装改修工事，塗装改修工事，耐震改修工事，環境配慮改修工事（石綿作業，断熱改修，屋上緑化改修，透水性アスファルト舗装改修））

電気設備工事：撤去工事，機器等の改造，機器等の取外し，スリーブ，インサート工事，塗装工事，基礎工事，外構工事，総合調整

機械設備工事：撤去工事等，自動制御設備工事，ガス設備工事，さく井設備工事，昇降機設備工事，機械式駐車設備工事，医療ガス設備工事，総合調整

撤去・解体工事：解体工事（一般共通事項，仮設工事，解体施工，建設廃棄物，特別管理産業廃棄物，アスベスト含有建材，特殊な建設副産物）

3 その他

本要領制定に伴い，ひたちなか市訓第 6 号 ひたちなか市建設工事等写真管理基準（平成 9 年 4 月 1 日 改定）を廃止します。

4 適用時期

令和 7 年 1 月 1 日から適用する。